

令和8年3月19日  
道路局 路政課  
国道・技術課

## 「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」を閣議決定 ～国が管理する区間を指定します～

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、国が管理する区間（指定区間）を指定する「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

### 1. 背景

一般国道のうち、高速自動車国道と一体となって全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路の区間や重要都市を連絡する区間等については、国が直轄で管理することとし、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）で指定しています。今般、一般国道の指定区間を変更するため、本政令を改正する必要があります。

### 2. 政令改正の概要

(1) 一般国道21号、139号、218号、464号及び470号の路線の一部区間を指定区間に指定します。

路線名	指定区間に追加する区間	延長
一般国道 21号	滋賀県米原市岩脇字西浦79番1 ～米原市中多良字建仁寺636番2	4.8 km
一般国道 139号	山梨県大月市大月二丁目字坂瀬713番1 ～大月市駒橋二丁目字仲下442番1	1.5 km
一般国道 218号	熊本県上益城郡山都町城平字原603番2 ～山都町大平字原口169番（矢部清和道路）	11.4 km
一般国道 464号	千葉県市川市堀之内二丁目2959番1 ～市川市大町2番14（北千葉道路）	3.5 km
一般国道 470号	石川県鳳珠郡穴水町字字留地ケ98番 ～七尾市高田町井36番1（能越自動車道）	32.1 km
計	5路線（5区間）	53.3 km

(2) 一般国道21号、139号及び160号の路線の一部区間を指定区間から除外します。

路線名	指定区間から除外する区間	延長
一般国道 21号	滋賀県米原市岩脇字西浦79番1 ～米原市米原1141番	1.4 km
一般国道 139号	山梨県大月市大月二丁目字坂瀬713番1 ～大月市駒橋一丁目字大原911番1	1.4 km
一般国道 160号	石川県七尾市川原町18番 ～七尾市大泊町城外27番3	19.1 km
計	3路線（3区間）	21.9 km

### 3. スケジュール

公布日：令和8年3月25日（水）

施行日：令和8年4月1日（水）

#### **【問合せ先】**

道路局 路政課 片岡、只埜、加藤、杉崎、松崎（内線：37333）

電話 代表：03-5253-8111、直通：03-5253-8480

道路局 国道・技術課 大西（内線：37832）

電話 代表：03-5253-8111、直通：03-5253-8492